

第6章 健康と福祉

3.2 医療保険 (病気やけがのときの保険)

病気やけがで病院に行ったとき払うお金が少なくなります。
みんなでお金を出してけがや病気の人を助けるしくみです。
3種類ありどれか1つに入ります。
病院では必ず窓口で保険証を見せてください

3.2-1 健康保険

だれが入りますか？

会社で働いている人が入ることができます。
健康保険に入るができるかどうか会社に確認してください。
日本に住んでいる家族も健康保険に入るすることができます。
家族が健康保険に入るができるかどうか会社に確認してください。

どうやって入りますか？

会社などで入ることができます。
保険料は毎月半分払います。
払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。

保険料： 保険のお金

病院で払うお金はどのくらい？

小学校に入る前の6歳以下の子どもは20%です。
70歳より若い人は30%です。
70歳から74歳の人は20% (所得が多い人は30%) です。

所得： 働いてもらったお金
給料

3 2 - 2 国民健康保険

だれが 入りますか？

会社などの健康保険に入っていない人が入ります。

3か月より長く日本にいる外国人が入ります。

75歳より若い人が入ります。

※入ることができるかどうか 鯖江市役所国保年金課に聞いてください。

どうやって入りますか？

国保年金課で入ることができます。

入るときはパスポート、在留カード（特別永住者証明書）をもってきてください。

毎月払う保険料は家族の人数や所得で違います。

病院で払うお金はどのくらい？

小学校に入る前の6歳以下の子どもは20%です。

70歳より若い人は30%です。

70歳から74歳の人は20%（所得が多い人は30%）です。

聞くところ

市役所 国保年金課 Tel (0778) 53-2207、2208

3 2 - 3 後期高齢者医療制度

だれが 入りますか？

75歳以上の人。

※入ることができるかどうか 国保年金課に聞いてください。

どうやって入りますか？

国保年金課で入ることができます。

入るときはパスポート、在留カード（特別永住者証明書）をもってきてください。

毎月払う保険料は所得で違います。

病院で払うお金はどのくらい？

10%～30%です。

所得が多い人は30%

聞くところ

市役所 国保年金課 Tel (0778) 53-2207、2208

3 3 年金 (年をとったときなどのためのお金)

年金は年をとった人・病気やけがで体に障害が出た人・年金に入っていた人が亡くなったときの家族を助けるしくみです。
外国の人も年金に入ってお金を払います。
年金に入った人は年をとったときや病気やけがで体に障害が出たときなどに生活のためのお金をもらうことができます。
年金に入っていた人が亡くなったとき家族がお金をもらうこともあります。
日本の年金は2つあります。
厚生年金保険と国民年金です。

3 3-1 国民年金

だれが入りますか？

日本に住んでいる20歳から59歳の人はみんな国民年金に入ります。
会社などで働いている人は厚生年金にも加入します。

どうやって入りますか？

国保年金課で入ることができます。
いくら払うか書いた手紙が家に来ます。
銀行や郵便局、コンビニなどで払います。

聞くところ

市役所 国保年金課 Tel (0778) 53-2207、2208

3 3-2 厚生年金

だれが入りますか？

会社で働いている人で70歳になっていない人が入ります。
厚生年金に入るかどうか会社に確認してください。
会社が手続きをします。

いくらどうやって払いますか？

保険料は毎月半分払います。
払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。

3.4 介護保険（年をとってから介護が必要になったときのお金）

みんなでお金を出しあっておとしよりや病気の人の暮らしを支えるしくみです。

おとしよりや病気の人が介護が必要になったときサービスを利用することができます。

介護：年をとったり特別な病気になったりして自分で食べたりふろにはいたりできない人を手伝えること

どうやって入りますか？

40歳以上になったら介護保険に入ります。

会社が手続きをします。

いくら払いますか？

払うお金は前の年にもらった給料で決まります。

40歳から64歳の人は「医療保険」のお金と一緒に払います。

65歳以上の人はあなたがもらう「年金」のお金から介護保険のお金を引きます。

(年金でもらうお金) - (介護保険で払うお金)

= あなたがもらう年金

サービスの利用は？

介護が必要だと思ったら鯖江市役所に相談してください。

どのくらい介護が必要か調べます。

どんな介護サービスを利用するか専門の人に相談します。

サービスが決まったら利用することができます。

聞くところ

市役所 長寿福祉課 Tel (0778) 53-2218

35 生活保護 (生活する ための お金が 足りない とき)

仕事や 貯金 がなくて 生活費 (生活する ための お金) が 足りない 家族が (日本で 定められた) 最低生活費 を 受ける ことが できる しくみです。
困っている 人は 鯖江市役所に 相談して ください。

最低生活費：自分で 生活する ことが できる お金

どんな 人が お金を もらう ことが できますか？

貯金や 売れる家・土地が ない 人
仕事を 探しているが、 見つからない 人
年金や 国・市からの お金を 受ける ことが できない 人
生活費 (生活 するための お金) を 助けて くれる 家族が いない 人

どのような お金を もらう ことが できますか？

生活 するための お金 (最低限の 食べ物を 買う ための お金、最低限の 服を 買う ための お金、電気や 水、ガスを 使う ための お金など)
住んでいる アパートの 家賃
子どもが 小学校や 中学校に 通う ための お金
医療費 (病院に 行った ときに 払う お金)
子どもを 産むための 最低限の お金

聞く ところ

市役所 社会福祉課 Tel (0778) 53-2216